

# 土庄町農業委員会会議録

令和5年9月20日

## 出席委員

岡本 孝幸	中黒 哲也	森田 嗣洋	平岡 久義	三村 康
佐伯 孝夫	下地 芳文	田中 保久	森 和志	石井 正樹
榎木 通廣	中野 博喜	小畑 良弘		

## 欠席委員

## 事務局

事務局 堂山 真由美

開会時刻 13時15分

場所 土庄町役場 3F 会議室（防災対策室）

(議 長)

ただいまから、9月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として3議案あります。議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます、佐伯委員、下地委員よろしく申し上げます。

それでは議案第1号「農地の権利移動承認について」の審議に入ります。事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、ページ、審査書を基に説明。

(議 長)

まず、議案第1号第15番の案件につきまして、担当の田中委員よりご説明をお願いします。

(田中委員)

申請番号15番についてご説明いたします。この農地は、昨年まで稲作をしておりましたが、譲渡人が高齢のため今年から休耕となっております。譲受人の自宅の隣接地が今回の申請地になります。譲渡人が譲受人に話をもちかけたことで今回の申請となったようです。特に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号15番の案件について、質疑等何かありまし

たらよろしくお願いします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第15番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第15番の案件について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号16番について、担当の森田委員よりご説明をお願いします。

(森田委員)

申請番号16番についてご説明いたします。譲受人は、譲渡人の子どもで譲渡人が高齢となったことからすべての農地を譲ることとなったそうです。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号16番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくお願いします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第16番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第16番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号17番について、担当の森田委員よりご説明をお願いします。

(森田委員)

申請番号17番についてご説明いたします。申請地の下側の農地は、6年くらい前に譲受人が購入し、現在オリーブが植わっています。申請地はその農地の上にあります。現状荒れている状況で一番奥の農地は竹藪になっています。譲受人に確認しましたが、竹を伐採し、竹を枯らした後にオリーブを植えるとのことでした。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号17番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくをお願いします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第17番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第17番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号18番について、担当の平岡委員よりご説明をお願いします。

(平岡委員)

申請番号 18 番の案件についてご説明いたします。こちらは、17 番の案件と関連します。

譲渡人に確認をしましたが、自分ではできないため譲受人に買ってもらったとのこと。

特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 18 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしく申し上げます。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 1 号第 18 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 1 号第 18 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第 2 号「農用地利用集積計画（中間管理）の承認について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 2 号第 13 番について、担当の三村委員よりご説明をお

願います。

(三村委員)

申請番号 13 番についてご説明いたします。農地機構を通し、利用権の設定をするものです。土地の周辺にこの土地を含めて 5 筆ほどありますが、相続人である譲渡人の親が柑橘を育てていましたが、令和 4 年 5 月に病気療養のため 5 筆の内 4 筆を譲受人へ利用権の設定を行いました。今回残りの 1 筆も活用してほしいということで使用貸借を結ぶこととなったものです。譲受人は新規就農 3 年目であり、今後も農地及び経営規模拡大を行う予定であり特に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願います。

(議 長)

説明のありました 13 番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしく願います。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 13 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 13 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号 14 番の案件について、担当の佐伯委員よりご説明をお願いします。

(佐伯委員)

申請番号 14 番の案件についてご説明いたします。譲渡人が高齢になったため農業の継続ができないということで譲受人へ話を持ち掛けたそうです。譲受人はこの地区では有名な水稻農家で快く話を受けてくれたそうです。歳も若く特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 14 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくをお願いします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 1 号第 14 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 1 号第 14 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号 15 番の案件について、担当の榎木委員よりご説明をお願いします。

(榎木委員)

申請番号 15 番の案件についてご説明いたします。譲渡人は息子さんと素麺を製造しています。オリーブを栽培していましたが、本人も息子さんも高齢となり、今後農業をすることが難しいということで、農地の受け手を探していたようです。1 筆の農地になっていますが、現地は段々畑になっております。現在もオリーブを作っており次の方が受けてくれる

ならいいとのことでした。農地機構が入っているので、浜さんから追加で説明をお願いします。

(浜専門員)

譲渡人が高齢となったことから誰かに利用してほしいとの意向がありました。現在、譲受人は、栽培を学んでいる最中です。オリーブ栽培に専念したいとのことと退職され、小豆農業改良普及センターにも認定新規就農者になるための指導を受けております。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 15 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしく申し上げます。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 1 号第 15 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 1 号第 15 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして追加議案「認定農業者の再認定について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明のありました追加議案について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしく願いいたします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

追加議案について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

追加議案について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時10分

議事録署名人 議 長 濱中 紀仁

議事録署名人 佐伯 孝夫

議事録署名人 下地 芳文